



# 使用料・手数料等の見直し 結果報告書

<令和6年度>

## はじめに

東大和市第6次行政改革大綱推進計画(令和4年度～令和8年度)では、持続可能な自治体経営及び行財政運営を目的とした歳入の確保を図るため、以下の使用料・手数料等について3年ごとに見直しを実施し、その結果を公表することとしています。

取組項目No.31 下水道使用料の定期的な見直し

取組項目No.33 保育料の定期的な見直し

取組項目No.34 学童保育所育成料の定期的な見直し

取組項目No.35 その他使用料・手数料等の定期的な見直し

この報告書は、上記に基づき令和6年度に見直した結果を報告するものです。

# I 令和6年度使用料・手数料等の見直しについて

## 1 見直しの内容

主に「原価」、「国基準」、「他市との比較」などを参考に総合的に判断し、各使用料・手数料の改定の必要性について検討しました

※詳細は、項目ごとに記載していますのでそちらをご覧ください。

## 2 見直し結果

今回の見直しにより改定する使用料・手数料等はありませんでした。

## Ⅱ 下水道使用料の見直しについて

### 1 下水道使用料の現状

下水道事業は、地方公営企業として位置づけられ、経営は独立採算を原則としています。

現在の下水道使用料は、平成28年7月1日から料率等の改定を行い、令和5年度決算では経費回収率※が106.6%となりました。なお、類似団体平均値(速報値)は97.6%でした。

※経費回収率とは

使用料単価(有収汚水量1㎡当たりの使用料収入)を汚水処理原価で割った数値で汚水処理に要する費用に対する使用料による回収程度を示す率で、この数値が100%以上であることが健全な経営状況であるといえます。

#### 現状の下水道使用料(月当たり)

汚水の種別	排出量	料率
一般汚水	8立方メートル以下の分	610円
	8立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき102円
	20立方メートルを超え 30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき160円
	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき190円
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき230円
	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき270円
	200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき330円
	500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき370円
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき410円
浴場汚水	1立方メートルにつき24円	

## 2 見直しの内容

平成28年7月1日からの下水道使用料の改定では、経費回収率100%を目標水準とすることを旨として改定を行い、平成29年度決算では経費回収率が100%の水準となりました。地方公営企業会計に移行した令和2年度以降も、毎年度、経費回収率は100%を達成し、目標水準を維持しています。

一方、今後は、近年の資材高騰や労務費の上昇などにより、維持管理費用の増加が見込まれます。将来にわたって持続的・安定的な下水道事業を運営していくためには、事業を取り巻く経営環境の変化に対応していく必要があることから、令和6年度に、下水道使用料審議会を開催し、「下水道使用料の適正な費用負担について」諮問し、答申を受けました。

審議会からの答申を踏まえ、市は、今後の維持管理費用の増加を想定し、汚水処理原価に見合った適正な下水道使用料とする改定に向けて準備を進めることとしました。

## 3 検討結果

以上のことから、今回の見直しでは下水道使用料は改定しないこととし、適正な下水道使用料とするための検討を継続するとともに、引き続き健全な事業経営に努めます。

## Ⅲ 保育料の見直しについて

### 1 保育料をとりまく現状

保育料については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年4月に保育料の体系を大きく改定しました。

令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園や保育園等に通園する3歳以上の児童等の保育料が無償化となりました。

また、東京都において、保育所等利用多子世帯負担軽減事業により、令和元年10月より多子世帯の保育料について減額の対象の拡大、令和5年10月より第2子の保育料を半額から無償化とする改正が行われ、子育て世帯の経済的な負担軽減が進められております。

### 2 これまでの改定の内容(詳細)

#### ○平成27年4月

- ・国の指針を踏まえ、保育料の算定に係る基礎を所得税から市民税に変更しました。
- ・算定基礎が変更になっても保育料水準が変わらないよう、所得税の金額を市民税の金額に換算し、所得階層数を同数に設定した上で、それまでの保育料の金額をそのまま移行した料金表としました。
- ・保育園等を利用する児童の保育料とのバランスを考慮しながら、幼稚園・認定こども園(教育部分)を利用する児童に係る保育料を新設しました。
- ・保育園等を短時間(8時間)で利用する児童の保育料について、国の指針を踏まえ、保育園等を標準時間(11時間)で利用する児童の保育料に対してマイナス1.7%の水準で新設しました。
- ・保育園等を利用する児童の3歳児クラス以上及び2歳児クラス以下の保育料について、国の徴収基準の50%程度となるようそれぞれ※保育料を設定しました。

※多摩地域の自治体では、従前より、2号認定及び3号認定の保育料について、国の徴収基準の50%程度に設定してきた経過があります。

#### ○平成28年4月

- ・国の法律改正の指針を踏まえ、幼稚園利用児童、保育園等利用児童の保育料について、低所得階層のひとり親の世帯や障害者と同居する世帯の減額区分を新設しました。

#### ○平成30年度

- ・保育料の見直し年でしたが、保育料の徴収割合が国の徴収基準に対して概ね50%であったこと、「子育てしやすいまちづくり」という目標に準拠した内容になっているものと判断し、改定は行いませんでした。

#### ○令和元年10月

##### 【国の法改正】

- ・幼児教育・保育の無償化開始に伴い、幼稚園及び3歳児クラス以上の保育

園等を利用する児童等の保育料を無償化しました。

【東京都独自制度開始】

- ・多子世帯負担軽減補助が開始し、国の多子世帯の負担軽減措置の対象とならない多子世帯を対象に、保育料の負担軽減を実施しました。

○令和3年度

- ・保育料の見直し年でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育料の改定を見送りました。

○令和5年10月

【東京都独自制度】

- ・多子世帯負担軽減補助の改正により、第2子の保育料を半額から無料に改定しました。

### 3 今回の見直しの内容

#### (1) 国基準との比較

下記の表は、国の徴収基準に対する東大和市の保育料の徴収割合を表したものです。

東大和市の過去の保育料について、国の徴収基準と比較したところ、概ね50%程度の設定となっています。

・平成31年度 48.1% ※R1.10 第3子無償化開始(全世帯)東京都の独自制度
・令和2年度 56.5%
・令和3年度 45.1%
・令和4年度 45.1%
・令和5年度 40.2% ※R5.10 第2子無償化開始(全世帯)東京都の独自制度



#### (2) 近隣自治体との比較

下記の表は、令和6年度における区分別保育料について、東大和市の各所得階層の中央値と、近隣7市※の平均値を比較したものです。

※近隣7市：立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、武蔵村山市

その結果、東大和市の保育料の水準は、概ね低所得階層の保育料について、他の自治体の平均額よりも低額な設定となっています。

	3号認定
低所得階層	安い
中所得階層	若干高い
高所得階層	若干高い

#### 4 検討結果

東大和市の保育料(2歳児クラス以下)の水準は、国徴収基準額に対して概ね50%の水準を若干下回っていますが、現状、物価高騰等により家計への負担が圧迫されていることから、当市の「子育て・教育で選ばれる東大和市」という施策を進めるためには、金額設定について現状を維持すべきであると考えられるため、保育料は改定しないこととします。

なお、現在、東京都において、令和7年度途中から第1子の保育料無料化の実施が検討されております。

## IV 学童保育所育成料の見直しについて

### 1 学童保育所育成料をとりまく現状

平成9年の児童福祉法の改正に伴い学童保育所が法制化され、併せて、経費について、保護者負担 1/2、公費負担 1/2 を原則とする国の補助事業が設けられました。

これを受け各市の足並みを揃えるため、東京都市長会において、保護者負担の標準額を 5,000 円とする申し合わせが行われ、東大和市では、平成 11 年 4 月 1 日から、学童保育所育成料を月額 4,500 円、間食費を月額 1,500 円としました。以来、定期的に見直しの検討を行いましたが、他市の育成料の状況や新型コロナウイルスの影響もあり、現在に至っています。

なお、平成 28 年度からは、延長保育を開始し、学童保育所延長育成料は月額 2,500 円、日額 500 円としました。

### 2 今回の見直しの内容

学童保育所育成料の見直しにあたり、保護者負担等について原価計算及び他市の状況を把握しました。

原価計算の結果、育成料(間食費を含む)原価は 13,011 円/月であり、原価反映率は約 46%となることから、国が原則とする 1/2 を下回っています。

また、多摩地域 26 市における育成料(間食費を含む)は下表のとおりであり、他市と比較すると、当市の育成料は平均より低く、延長育成料は平均より高くなっています。

育成料(間食費含む)		延長育成料(月額)	
8,000 円以上	2 市	3,000 円	3 市
7,500 円～7,999 円	1 市	2,500 円	4 市
7,000 円～7,499 円	5 市	2,000 円	10 市
6,500 円～6,999 円	6 市	1,800 円	1 市
6,000 円～6,499 円	4 市	1,500 円	1 市
5,500 円～5,999 円	3 市	※延長育成料は、1時間延長の場合の月額料金のある市のみ掲載 平均 2,226 円	
5,000 円～5,499 円	3 市		
4,500 円～4,999 円	0 市		
4,000 円～4,499 円	2 市		
※26 市平均 6,242 円			

令和2年度の学童保育所運営委託により、事業内容の充実を図ったことで、事業費が増加したために原価が上昇しています。

市全体の児童数は減少傾向であるのに対し、学童保育所やランドセル来館事業の利用を希望者数が増え続けているため、学童保育所の待機児童は増加

しています。引き続き、待機児童解消に向けた取組を行うことが求められています。

### 3 検討結果

今回の学童保育所育成料の見直しについては、物価高騰や最低賃金の上昇により学童保育所運営に係る経費も上昇しており、見直しの必要性はあるものの、待機児童が増加している状況においては、ランドセル来館事業を含めた待機児童対策の取組を先行して注力することとし、改定はせず引き続き検討をしていくこととしました。

## V その他使用料・手数料等の見直しについて

### 1 その他使用料・手数料等の現状

その他使用料・手数料等は、市が行う公共施設の運営管理や行政サービスに要する費用のうち、特定の人利益を受けるものについて、地方自治法に基づき、条例及び規則を定めて「利用者負担」として徴収しています。そのため、社会の経済状況やサービスの利用実態の変化を踏まえて定期的に見直しを行い、サービスを受けない人との公平性を考慮しながら、適正化を図っています。

### 2 今回の見直しの内容

「使用料・手数料見直しに係る基本方針(平成27年6月策定)」に基づき、各課へ調査を行い、現行料金と原価との比較、他市の状況等を踏まえ、改定の必要性について検討を行いました。詳細については以下に掲載します。

#### (1) 使用料の見直し

##### ①施設使用料のうち、集会所、老人福祉施設、学習等供用施設、公民館に係る原価の算出方法

- ア 各施設における原価を基礎として、施設の種類別に、人件費を除く1㎡、1時間あたりの平均経費を算出。
- イ 各施設における原価を基礎として、施設の種類別に、1回の貸出に係る平均人件費を算出
- ウ 対象となる部屋の広さを整理
- エ 対象となる部屋ごとに、人件費を除く1時間あたりの経費を算出
- オ 対象となる部屋の1時間あたりの経費に、貸出時間を乗じ、さらに1回の貸出にかかる平均人件費を加え、最終的な原価を算出

##### ②集会所使用料

人件費を除く1㎡、1時間あたりの平均経費	ア	6.0円
1回の貸出にかかる平均人件費	イ	9.3円

単位:円

区分		広さ (㎡) ウ	人件費を 除く1時間 あたりの 経費 エ(=ア×ウ)	午前 3 時間		午後 4 時間		夜間 4 時間	
施設	室名			現行の 使用料	原価才 (=エ×3時間 +イ)	現行の 使用料	原価才 (=エ×4時間 +イ)	現行の 使用料	原価才 (=エ×4時間 +イ)
清水	和室	17	102.0	400	315.3	500	417.3	600	417.3
	集会室	72	432.0	400	1,305.3	500	1,737.3	600	1,737.3
桜が丘	和室	99	594.0	400	1,791.3	500	2,385.3	600	2,385.3
	集会室	102	612.0	400	1,845.3	500	2,457.3	600	2,457.3
芋窪	和室	15	90.0	400	279.3	500	369.3	600	369.3
	集会室	60	360.0	400	1,089.3	500	1,449.3	600	1,449.3
仲原	和室	13	78.0	400	243.3	500	321.3	600	321.3
	集会室	73	438.0	400	1,323.3	500	1,761.3	600	1,761.3
湖畔	和室	30	180.0	400	549.3	500	729.3	600	729.3
	集会室	64	384.0	400	1,161.3	500	1,545.3	600	1,545.3
玉川上水	集会室	30.3	181.8	400	554.7	500	736.5	600	736.5

③老人福祉施設使用料

人件費を除く1㎡、1時間あたりの平均経費      ア      1.9円  
 1回の貸出にかかる平均人件費                      イ      105.0円

単位：円

区分		広さ (㎡) ウ	人件費を除く 1時間あたり の経費 エ(=ア×ウ)	夜間4時間	
施設	室名			現行の使用料	原価才 (=エ×4時間+イ)
センター	教養娯楽室	93	176.7	800	811.8
	図書室	54	102.6	600	515.4
南街	教養娯楽室	77	146.3	800	690.2
向原	教養娯楽室	145	275.5	800	1,207.0
	集会室	35	66.5	600	371.0
上北台	教養娯楽室	93	176.7	800	811.8
	集会室	47	89.3	600	462.2
清原	教養娯楽室	177	336.3	800	1,450.2
	集会室	55	104.5	600	523.0

④市民農園使用料

単位：円

	区分	1区画(㎡)	現行の使用料(月額)	原価
市民農園	ファーマーズ	30	3,000	9,251

⑤学習等供用施設使用料

人件費を除く1㎡、1時間あたりの平均経費  
1回の貸出にかかる平均人件費

ア 2.3円  
イ 125.0円

単位：円

区分		広さ (㎡) ウ	人件費を 除く 1時間あ たりの 経費 エ (=ア×ウ)	午前 3 時間		午後 4 時間		夜間 4 時間	
施設	室名			現行の 使用料	原価才 (=エ×3時間 +イ)	現行の 使用料	原価才 (=エ×4時間 +イ)	現行の 使用料	原価才 (=エ×4時間 +イ)
奈良橋	和室	39	89.7	400	394.1	500	483.8	600	483.8
	保育室	36	82.8	400	373.4	500	456.2	600	456.2
	学習室	72	165.6	400	621.8	500	787.4	600	787.4
	集会室1・2	95	218.5	600	780.5	700	999.0	800	999.0
新堀	保育室	36	82.8	400	373.4	500	456.2	600	456.2
	和室 1	35	80.5	400	366.5	500	447.0	600	447.0
	和室 2	25	57.5	400	297.5	500	355.0	600	355.0
	学習室	47	108.1	400	449.3	500	557.4	600	557.4
	集会室	94	216.2	600	773.6	700	989.8	800	989.8
向原	集会室1・2・3	79	181.7	600	670.1	700	851.8	800	851.8
	和室	46	105.8	400	442.4	500	548.2	600	548.2
清原	集会室 1	106	243.8	600	856.4	700	1,100.2	800	1,100.2
	集会室 2	72	165.6	600	621.8	700	787.4	800	787.4
	集会室 3	58	133.4	600	525.2	700	658.6	800	658.6
	集会室 4	60	138.0	600	539.0	700	677.0	800	677.0
	和室	39	89.7	400	394.1	500	483.8	600	483.8

⑥郷土博物館観覧料

単位：円

	区分		現行の使用料	原価
	プラネタリウム	個人	おとな	300
子ども			100	313.1
団体		おとな	240	313.1
		子ども	80	313.1

⑦公民館使用料

人件費を除く1㎡、1時間あたりの平均経費  
1回の貸出にかかる平均人件費

ア 3.1円  
イ 207.0円

単位：円

施設	区分		人件費を除く 1時間 あたりの 経費 エ(=ア×ウ)	午前 3 時間		午後 4 時間		夜間 3.5 時間	
	室名	広さ (㎡) ウ		現行の 使用料	原価才 (=エ×3時 間+イ)	現行の 使用料	原価才 (=エ×3時 間+イ)	現行の 使用料	原価才 (=エ×3時 間+イ)
中央	ホール	414	1283.4	5,500	4,057.2	6,500	5,340.6	7,500	4,698.9
	視聴覚室	75	232.5	500	904.5	600	1,137.0	700	1,020.8
	実習室	146	452.6	600	1,564.8	700	2,017.4	800	1,791.1
	和室 1	45	139.5	400	625.5	500	765.0	600	695.3
	和室 2	45	139.5	400	625.5	500	765.0	600	695.3
	学習室 201	53	164.3	400	699.9	500	864.2	600	782.1
	学習室 202	23	71.3	300	420.9	400	492.2	500	456.6
	学習室 203	43	133.3	400	606.9	500	740.2	600	673.6
	学習室 204	23	71.3	300	420.9	400	492.2	500	456.6
	学習室 301	60	186.0	400	765.0	500	951.0	600	858.0
学習室 302	23	71.3	300	420.9	400	492.2	500	456.6	
南街	学習室 201	51	158.1	400	681.3	500	839.4	600	760.4
	学習室 202	92	285.2	600	1,062.6	700	1,347.8	800	1,205.2
	学習室 203	42	130.2	400	597.6	500	727.8	600	662.7
	学習室 204	51	158.1	400	681.3	500	839.4	600	760.4
	和室 205	51	158.1	400	681.3	500	839.4	600	760.4
狭山	学習室 101	96	297.6	600	1,099.8	700	1,397.4	800	1,248.6
	学習室 201	50	155.0	400	672.0	500	827.0	600	749.5
	学習室 202	22	68.2	300	411.6	400	479.8	500	445.7
	和室 1	47	145.7	400	644.1	500	789.8	600	717.0
	和室 2	39	120.9	400	569.7	500	690.6	600	630.2
蔵敷	学習室 101	96	297.6	600	1,099.8	700	1,397.4	800	1,248.6
	和室	49	151.9	400	662.7	500	814.6	600	738.7
	学習室 201	49	151.9	400	662.7	500	814.6	600	738.7
	学習室 202	35	108.5	300	532.5	400	641.0	500	586.8
上北台	学習室 301	90	279.0	600	1,044.0	700	1,323.0	800	1,183.5
	学習室 302	51	158.1	400	681.3	500	839.4	600	760.4
	学習室 303	40	124.0	400	579.0	500	703.0	600	641.0
	学習室 304	69	213.9	400	848.7	500	1,062.6	600	955.7
	和室 305	44	136.4	400	616.2	500	752.6	600	684.4

⑧小中学校施設使用料

単位：円

	平均面積 (㎡)	午前 4 時間		午後 4 時間		夜間 4 時間	
		現行使用料	原価	現行使用料	原価	現行使用料	原価
体育館	800	500	520.8	500	520.8	700	520.8
校庭	2,000	300	332.9	300	332.9	500	332.9
教室	100	300	280.4	300	280.4	450	280.4

## (2) 利用料の見直し

### ① 市民体育館施設利用料

#### 【団体利用】

単位：円

部屋の名称	面積 (㎡)	2.5 時間	
		現行利用料	原価
第 1 体育室	1,391.51	9,600	14,889.5
第 2 体育室	453.38	4,600	5,039.5
第 3 体育室	320.22	2,600	3,639.5

#### 【個人利用】

部屋の名称	面積 (㎡)	2.5 時間	
		現行利用料	原価
第 1 体育室	1,391.51	300	278.9
第 2 体育室	453.38	300	278.4
第 3 体育室	320.22	300	278.4
トレーニング室	109.35	300	278.3

市民プール	面積 (㎡)	2 時間	
		現行利用料	原価
おとな	5,300	300	288.1
中学生	5,300	100	288.1
小学生	5,300	50	288.1

上仲原公園 野球場	面積 (㎡)	2 時間	
		現行利用料	原価
野球場	13,757.81	2,400	2,454.6
夜間照明	—	6,000	15,412.3

上仲原公園 テニスコート	面積 (㎡)	2 時間	
		現行利用料	原価
1 面(おとな)	775.54	800	1,024.7
1 面(こども)	775.54	400	1,024.7
夜間照明	—	1,000	1,852.8

桜が丘市民広場	面積 (㎡)	2 時間	
		現行利用料	原価
全 面	11,367.34	1,800	2,056.1

## ②市民会館利用料

### 【平日・市民の利用料】

部屋の 名称	面積 (㎡)	午前 3 時間		午後 4 時間		夜間 4 時間	
		現行使用料	原価	現行使用料	原価	現行使用料	原価
大ホール	1,596.61	22,000	64,430.8	35,000	85,907.8	42,000	85,907.8
小ホール	390.87	8,000	15,773.5	14,000	21,031.3	17,000	21,031.3
リハーサル室	83.00	2,000	3,349.4	3,000	4,465.9	4,000	4,465.9
練習室	30.00	800	1,210.6	1,200	1,614.2	1,500	1,614.2
会議室 1	112.32	1,000	4,532.6	1,500	6,043.5	2,000	6,043.5
会議室 2	112.32	1,000	4,532.6	1,500	6,043.5	2,000	6,043.5
会議室 3	23.00	300	928.2	400	1,237.5	600	1,237.5

■指定管理者により管理及び運営されている施設の使用料金については、利用料金として、指定管理者の収入になっています。この利用料金については、施設に係る条例で定められた額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めるものです。したがって市は、該当条例における上限額の見直しを行います。

### (3)手数料の見直し

#### ① 手数料条例を根拠としているもの

区分	手数料を徴収する事務		主管課	単位	現行の手数料 (円)	原 価 (円)	近隣自治体の状況等	
住民基本台帳等に関するもの	1 住民票の写しの交付	窓口	市民課	1通	300	307.9	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
		郵送		1通	400	402.8	400円(3市) 300円(1市) 250円(1市) 200円(1市)	
		多機能端末機による交付		1通	200	470.6	300円(1市) 250円(1市)200円(2市) 150円(1市) 10円(1市)	
	2 除票の写しの交付	窓口	市民課	1通	300	307.9	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
		郵送		1通	400	402.8	400円(3市) 300円(1市) 250円(1市) 200円(1市)	
	3 戸籍の附票の写しの交付	窓口	市民課	1通	300	307.9	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
		多機能端末機による交付		1通	150	470.6	300円(1市) 200円(1市) 150円(2市) 10円(1市)	
	4 戸籍の附票の除票の交付			市民課	1通	300	307.9	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)
	5 住民票に記載した事項に関する証明	窓口	市民課	1通	300	304.7	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
		郵送		1通	400	402.8	400円(3市) 300円(1市) 250円(1市) 200円(1市)	
6 住民基本台帳の閲覧			市民課	1世帯	200	208.2	設定方法が各市異なるため、単純比較ができない。	
7 印鑑登録証の交付又は引替交付			市民課	1件	300	463.0	300円(3市) 250円(1市) 手数料を徴収していない(2市)	
8 印鑑登録証明書の交付	窓口	市民課	1通	300	307.9	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)		
	多機能端末機による交付		1通	150	470.6	300円(1市) 200円(2市) 150円(2市) 10円(1市)		
戸籍等に関するもの	1 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の一部事項証明書の交付		市民課	1通	450	-	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの」として手数料の金額が定められている。	
	2 戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書の交付	窓口	市民課	1通	450	-		
		多機能端末機による交付		1通	350	-		450円(10市) 350円(4市) 250円(1市)
	3 戸籍の謄本又は戸籍の全部事項証明書の広域交付		市民課	1通	450	-		
	4 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行		市民課	1件	400	-		
	5 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付		市民課	1通	750	-		
	6 除かれた戸籍の謄本又は除かれた戸籍の全部事項証明書の広域交付		市民課	1通	750	-		
	7 除籍電子証明書提供用識別符号の発行		市民課	1件	700	-		
	8 戸籍に記載した事項に関する証明		市民課	1通	350	-		
	9 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明		市民課	1通	450	-		
	10 届出若しくは申請の受理の証明若しくは届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明		市民課	1通	350	-		
	11 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明		市民課	1通	1,400	-		
	12 届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示した書類の閲覧		市民課	1通	350	-		
13 身分に関する証明		市民課	1通	300	519.2	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)		

区分	手数料を徴収する事務	主管課	単位	現行の手数料 (円)	原 価 (円)	近隣自治体の状況等	
税に関するもの	1 土地又は家屋に関する証明	課税課	1通	300	318.3	300円(8市)250円(1市) 200円(3市)	
	2 納税に関する証明	納税課	窓口	1通	300	350.7	300円(19市) 250円(2市) 200円(5市)
			郵送	1通	400	458.3	400円(10市) 300円(12市) 250円(1市) 200円(3市)
	3 課税に関する証明 (市・都民税、非課税証明書)	課税課	窓口	1通	300	332.2	300円(4市) 250円(1市) 200円(2市)
			多機能端末機による交付	1通	200	470.7	300円(1市) 200円 (5市) 150円(1市) 10円 (1市)
	4 公課に関する証明	課税課	1通	300	318.3	300円(8市) 250円(1市) 200円(3市)	
	5 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	課税課	1通	300	318.3	300円(8市) 250円(1市) 200円(3市)	
	6 固定資産課税台帳の閲覧(名寄帳の閲覧)	課税課	1回	300	318.3	300円(8市) 250円(1市) 200円(3市)	
7 公図の写しの閲覧	課税課	1枚	300	318.3	300円(8市) 250円(1市) 200円(3市)		
犬の登録等に関するもの	1 犬の登録及び鑑札の交付	環境対策課	1件	3,000	14,008.0	26市 同額 3,000円 ※東京都の「狂犬病予防法手数料 徴収条例に準ずる	
	2 狂犬病予防注射済票の交付		1件	550	-	26市 同額 550円 ※東京都の「狂犬病予防法手数料 徴収条例に準ずる	
	3 犬の鑑札の再交付		1件	1,600	-	26市 同額 1,600円 ※東京都の「狂犬病予防法手数料 徴収条例に準ずる	
	4 狂犬病予防注射済票の再交付		1件	340	-	26市 同額 340円 ※東京都の「狂犬病予防法手数料 徴収条例に準ずる	
臨時運行に関するもの	臨時運行の許可	市民課	1両	750	-	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの」として手数料の金額が定められている。	
優良宅地造成等に関するもの	1 優良宅地造成の認定	都市づくり課	1件	86,000	-	東京都都市整備局関係手数料条例に準じている。	
	優良住宅新築の認定	都市づくり課	(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件	6,200		-
			(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	8,600		-
			(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	13,000		-
			(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件	35,000		-
			(5) 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	1件	43,000		-
	良質住宅新築の認定	都市づくり課	(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件	6,200		-
			(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	8,600		-
			(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	13,000		-
			(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件	35,000		-
			(5) 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	1件	43,000		-
	4 住宅用家屋の証明	課税課	1件	1,300	-		近隣市と同額(11市)

区分	手数料を徴収する事務	主管課	単位	現行の手数料 (円)	原 価 (円)	近隣自治体の状況等	
屋外 広告物に 関するもの	東京都屋外 広告物条例 に基づく屋 外広告物等 の表示又は 設置の許可	都市基盤課	(1) 広告塔	面積5平方メ ートルまでごと	3,220	-	東京都屋内広告物条例に準じている。
			(2) 広告板	面積5平方メ ートルまでごと	3,220	-	
			(3) はり紙又ははり札等	50枚までごと	2,250	-	
			(4) 広告旗	1本	450	-	
			(5) 立看板等	1枚	450	-	
			(6) アドバルーン(電飾を除く。)	1個	2,850	-	
			(7) 広告幕	1張	990	-	
工場 の設 置に 関 する もの	都民の健康 と安全を確 保する環境 に関する条 例(平成12年 東京都条例 第215号)に 基づく工場 の設置又は 変更の認可	環境対策課	ア 工場の作業場の 床面積の合計が500 平方メートル以下の イ 工場の作業場の 床面積の合計が500 平方メートルを超え ウ 工場の作業場の 床面積の合計が 1,000平方メートル	1件	8,700	-	都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例に準じている。
				1件	14,200	-	
				1件	20,200	-	
			(2) 工場の変更の場合	1件	7,600	-	
上 記 以 外 の もの	1 その他各種証明(見直し時点で適用の想定があるもの)						
	独身証明書等	市民課	1通	300	519.2	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
	不在住証明手数料	市民課	1通	300	306.2	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
	不在籍証明手数料	市民課	1通	300	517.5	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
	埋火葬許可証交付済証明手数料	市民課	1通	300	324.4	300円(2市) 0円(4市)	
	年金受給者現況証明書手数料	市民課	1通	300	304.7	300円(4市) 250円(1市) 200円(1市)	
	行政境界証明発行手数料 ※市有地管理境界区域照明手数料	管財課	1通	300	14,594.7	300円(3市) 250円(1市) 200円(2市) 0円(1市)	
	耕作証明手数料	産業振興課	1通	300	278.1	800円(1市) 300円(1市) 250円(1市) 200円(2市) 0円(4市)	
	特定市街化区域農地であること の証明書手数料	産業振興課	1通	300	-	発行していない	
	認可地縁団体印鑑登録証明書手数料	地域振興課	1通	300	2,940.4	300円(2市) 200円(2市) 0円(2市)	
	認可地縁団体告示事項証明書手数料	地域振興課	1通	300	3,356.7	300円(2市) 200円(2市) 0円(2市)	
	社会福祉法人関係証明手数料	福祉推進課	1通	300	37,767.6	400円(6市) 300円(8市) 250円(1市) 200円(2市) 0円(1市)	
	都市計画に関する証明手数料	都市づくり課	1通	300	4,961.3	2,000円(2市) 1,500円(1市) 300円(14市) 200円(2市)	
	納税猶予の特例適用の農地等 該当証明書手数料	都市づくり課	1通	300	370.2	300円(4市)	
	認定道路証明手数料	都市基盤課	1通	300	5,191.3	300円(3市) 250円(1市) 200円(1市)	
	市道等境界証明発行手数料 ※等とは水路	都市基盤課	1通	300	53,488.3	300円(3市) 250円(1市) 200円(1市)	
2 その他公簿又は公文書の閲覧	課税課	1回	300	318.3	300円(8市) 250円(1市) 200円(3市)		

## ②廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を根拠としているもの

手数料を徴収する事務	主管課	単位	現行の手数料 (円)	原 価 (円)	備 考
家庭廃棄物収集等手数料 (指定収集袋・大10枚)	環境対策課	容量 40ℓ	800	7,213	平成26年10月より開始した有料化に際し、 手数料の設定については、国が示す「収集運 搬及び施設の運営管理費用に対して1/3負 担」の考え方を準用し、多摩地域の導入自治体 の手数料額を考慮して1ℓあたり2円としてい る。
家庭廃棄物収集等手数料 (指定収集袋・中10枚)	環境対策課	容量 20ℓ	400	3,607	
家庭廃棄物収集等手数料 (指定収集袋・小10枚)	環境対策課	容量 10ℓ	200	1,803	
家庭廃棄物収集等手数料 (指定収集袋・特小10枚)	環境対策課	容量 5ℓ	100	902	
事業系一般廃棄物収集等手数 料 (指定収集袋・大10枚)	環境対策課	容量 45ℓ	2,500	7,083	
事業系一般廃棄物収集等手数 料 (指定収集袋・小10枚)	環境対策課	容量 22.5ℓ	1,200	3,542	
事業系一般廃棄物収集等手数 料 (指定ひも・1巻)	環境対策課	長さ 50m	2,500	2,509	
家庭系一般廃棄物処分手数料	環境対策課	1kg	25	147	
事業系一般廃棄物処分手数料	環境対策課	1kg	40	147	平成23年6月から、指定収集袋等による方法 で実施しており、その後、小平市及び武蔵村山 市において手数料改定していない。 また、処分手数料(持込)にあつては、令和3年 7月に武蔵村山市が1kgあたり25円から38 円に、令和5年4月に小平市(1kgあたり24円 から40円)と当市(1kgあたり25円か40円) において手数料改定している。
粗大ごみ(収集等)	環境対策課	1kg	40	144.2	平成23年6月から、事前納付制により実施し ており、小平市及び武蔵村山市において手数 料改定していない。
粗大ごみ(処分)	環境対策課	1kg	25	47.6	
動物の死体処理	環境対策課	1頭	2,200	8,360	小平市及び武蔵村山市において改定を実施し ていない。
し尿処理手数料(事業所等)	環境対策課	1ℓ	20	257.3	し尿の処理については、武蔵野市、小金井市、 小平市、武蔵村山市に加え、令和5年度から、 立川市と国分寺市との共同処理(湖南衛生組 合)を行っているが、組織市各市において改定 を実施していない。
し尿処理手数料(住居等)	環境対策課	1回	2,000	53,412	
許可等申請手数料	環境対策課	1件	20,000	28,588	小平市及び武蔵村山市において改定を実施し ていない。

### ③自転車等放置防止等に関する条例を根拠としているもの

手数料を徴収する事務	主管課	単位	現行の 手数料 (円)	原 価 (円)	備 考
放置自転車等撤去手数料 (自転車)	都市基盤課	1台	2,000	28,000	2,000円(7市) 4,000円(1市)3,000円(1市) 2,500円(1市)1,100円(1市)
放置自転車等撤去手数料 (原動機付自転車)	都市基盤課	1台	3,000	42,000	4,000円(3市)3,000円(3市) 7,000円(1市)5,000円(1市) 4,000~8,000円(1市)2,200円(1市) 設定なし(1市)

## 3 検討結果

使用料・手数料等のあり方における市の方針(第二版)において示したように、新設する施設の原価計算には減価償却費を算入し、また、集会所、学習等供用施設及び公民館の施設の設置目的に沿った利用については、当面、使用料を徴収しないとしています。また、公共施設再配置計画の策定を見極めたうえで改めて検討が予定されており、見直しに係る基本方針の改定も予定されているところです。このため、使用料・手数料を取り巻く状況の変化が予想される中、今回の見直しは必要な案件に限定して行うことが望ましいと考えられます。

また、集会所、学習等供用施設及び公民館の3施設については、目的外の利用に限定され収入額も限られる(数万円程度)ことから、改定事務に対する費用対効果の面からも、今回の改定は見送ることとします。なお、原価が使用料を下回る状況も見受けられますが、施設全体として見れば使用料と原価は、概ね均衡していると考えられることから今回の改定は見送ることとします。

郷土博物館観覧料、市民体育館施設利用料、市民会館の使用料については、概ね、原価と均衡しており、そうでない単価についても、前述の近隣市の状況や使用料・手数料を取り巻く状況の変化を踏まえ、改定を見送ることとします。

「②廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を根拠としているもの」については、基本方針に基づく見直しの手順に従い、原価計算及び他市の各手数料と比較した結果、以下の手数料については、原価と見直し前の手数料との乖離が大きく、かつ、原価を基準として手数料を改定したとしても、近隣市と比較して突出しないと判断することができます。

- ・動物の死体処理手数料 2,200円 → 2,600円(1.5倍)
- ・し尿処理手数料(事業所等)20円 → 30円(1.5倍)

※し尿処理手数料においては、事業所等に係る手数料は、組織市により算定方法が様々であり、均衡を図るための調整が今後必要です。

しかし、当該手数料の改定に当たっては、小平・村山・大和衛生組合や、湖南衛生組合の構成市との調整を要することから、令和8年4月改定を目指し、検討を続けることとし、現時点において手数料の改定は行わないこととしました。

「③自転車等放置防止等に関する条例を根拠としているもの」についても、現状の当市における手数料の設定は、近隣市の設定範囲から突出しないものとなっているため、改定は行わないこととしました。

#### 4 今後の予定

第6次東大和市行政改革大綱推進計画に則り、今後も定期的に見直しを行っていく予定です。

また、今後については、将来の維持管理コスト等を踏まえた公共施設再配置計画を策定することから、その動向を見極めた上で、新しい基本方針の改定を検討していきます。

**使用料・手数料等の見直し結果報告書(令和6年度)**

令和7年3月 発行

編集・発行 東大和市 政策経営部 企画政策課

東大和市中心 3丁目 930番地

電話 042(563)2111 内線1421